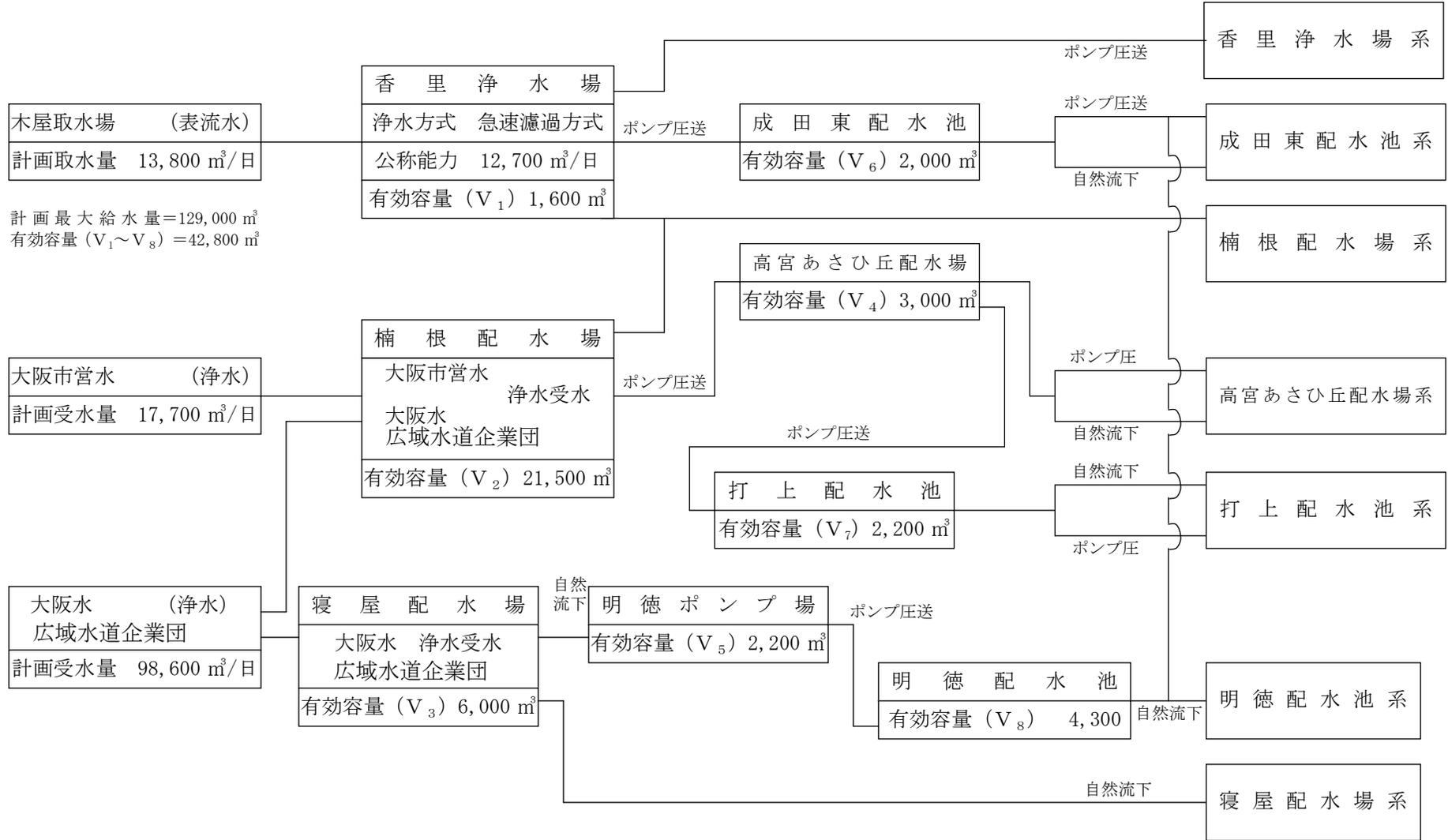


資料6-1 浄水場等の水量

(平成25年4月1日現在)



資料 6 - 2 給水用車両及びタンク等保有一覧表

(平成25年4月1日現在)

車 種		台 数	種 類		数 量
車	貨 物 (軽)	8	給 水 タ ン ク 等	給水タンク (2 t)	2 基
	ト ラ ッ ク (軽)	3		〃 (0.75t)	1 基
	ラ イ ト バ ン (小 型)	2		ポ リ 容 器 (20 l)	450本
	ダ ン プ	1		非 常 用 給 水 袋 (5 l)	9,000枚
	給 水 車 (2 t)	1		非 常 用 給 水 袋 (6 l)	4,000枚
両				非 常 用 給 水 袋 (10 l)	3,500枚
				ウ ォ ー タ バ ル ン (2 t)	2 基
	合 計	15		ウ ォ ー タ バ ル ン (0.5t)	1 基

大阪広域水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。

3 前一項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの主任者、大阪広域水道企業団水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブ

ロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を総括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあつて、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があつたものとみなす。

3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(協議)

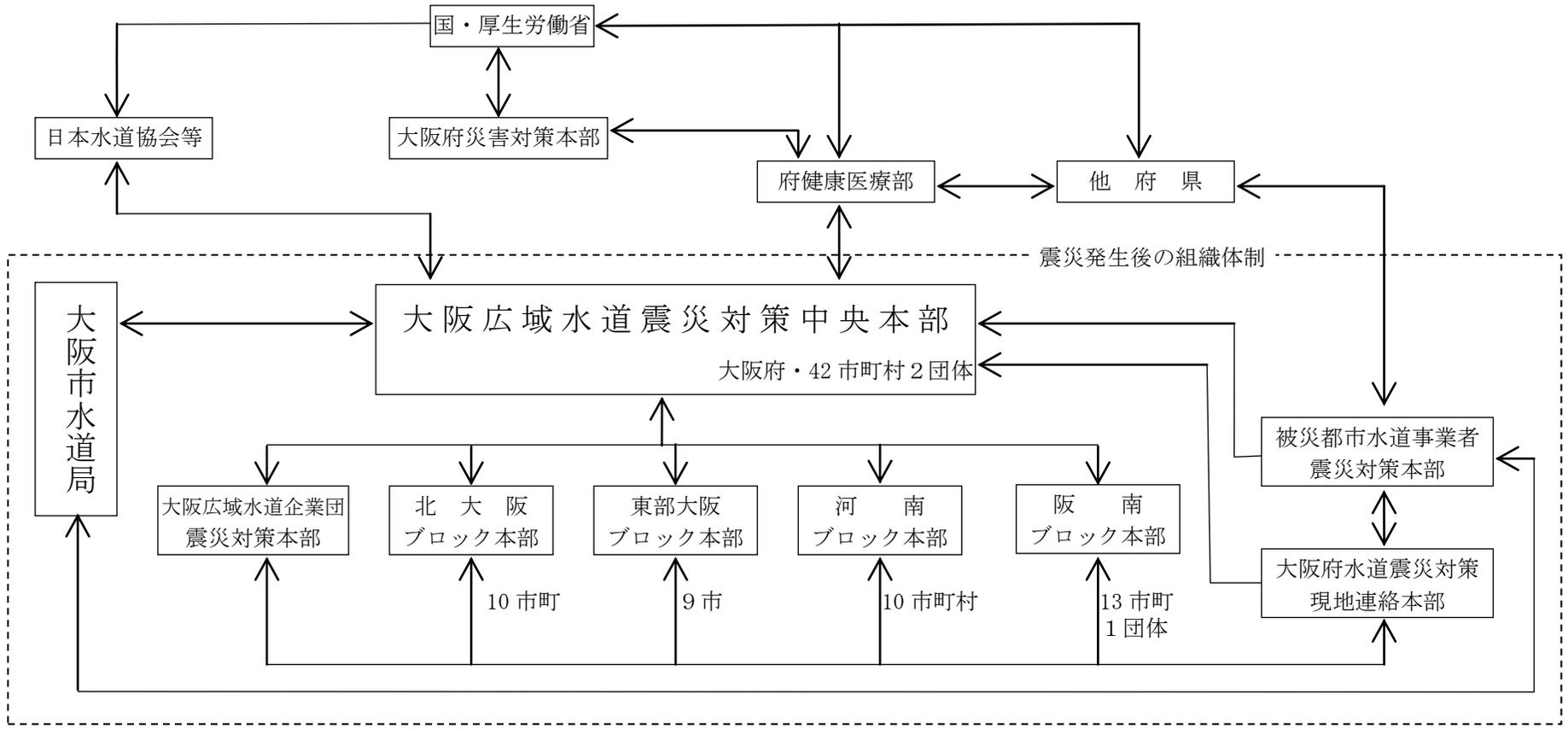
第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書 45 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1) 大阪広域水道企業団企業長 | 2) 豊中市上下水道事業管理者 |
| 3) 高槻市水道事業管理者 | 4) 吹田市水道事業管理者 |
| 5) 茨木市水道事業管理者 | 6) 箕面市上下水道企業管理者 |
| 7) 池田市上下水道事業管理者 | 8) 摂津市長 |
| 9) 島本町水道事業・島本町長 | 10) 豊能町水道事業・豊能町長 |
| 11) 能勢町水道事業・能勢町長 | 12) 東大阪市水道企業管理者 |
| 13) 枚方市上下水道事業管理者 | 14) 八尾市水道事業管理者 |
| 15) 寝屋川市水道事業管理者職務代理者 | 水道局長 |
| 16) 守口市水道事業管理者 | 17) 門真市水道事業管理者 |
| 18) 大東市水道事業管理者職務代理者 | 水道局長 |
| 19) 交野市水道事業管理者職務代理者 | |
| 20) 四條畷市水道事業・四條畷市長 | |
| 21) 松原市水道事業管理者職務執行者 | 上下水道部長 |
| 22) 富田林市水道事業・富田林市長 | |
| 23) 河内長野市水道事業・河内長野市長 | |
| 24) 羽曳野市水道事業・羽曳野市長 | |
| 25) 柏原市水道事業管理者 | 26) 藤井寺市水道事業管理者職務代理者 水道局長 |
| 27) 大阪狭山市長 | 28) 河南町水道事業・河南町長 |
| 29) 太子町水道事業・太子町長 | 30) 千早赤阪村水道事業・千早赤阪村長 |
| 31) 堺市上下水道事業管理者 | 32) 岸和田市上下水道事業・泉佐野市長 |
| 33) 和泉市長 | 34) 泉佐野市水道事業管理者 |
| 35) 貝塚市水道事業管理者・貝塚市長 | 36) 泉大津市水道事業・泉大津市長 |
| 37) 高石市水道事業・高石市長 | 38) 泉南市水道事業代表者・泉南市長 |
| 39) 阪南市水道事業・阪南市長 | 40) 熊取町水道事業・熊取町長 |
| 41) 岬町水道事業代表者・岬町長 | 42) 忠岡町水道事業・忠岡町長 |
| 43) 田尻町水道事業・田尻町長 | 44) 泉北水道企業団企業長 |
- 大阪府健康医療部長

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



資料 6 - 4 水道無線（寝屋川市上下水道局）

周波数 149.39MHz（平成25年3月31日現在）

無線局の種類		設置場所	呼出名称	台数	出力
基地局		上下水道局工務課	ねやがわすいどう	1	5W
移動局	車載型	上下水道局全課	ねやがわすいどう 1～26	15	5W
	携帯型	上下水道局工務課	ねやがわすいどう51、52	2	5W

資料 6 - 5 ポンプ施設及び主な調節池一覧表

(平成24年 3月31日現在)

1 排水ポンプ一覧表

番号	施設の名称	口径 (mm)	台数	種 別	ポンプ設置場所
1	上神田マンホールポンプ	65	2	モーター	上神田二丁目 5 番先
2	大和マンホールポンプ	150	2	モーター	大和町 23 番先
3	高宮マンホールポンプ	65	2	モーター	楠根北町 3 番先
4	池の瀬町マンホールポンプ	65	2	モーター	池の瀬町 1 番先
5	打上 1 マンホールポンプ	65	2	モーター	打上中町 15 番先
6	打上 2 マンホールポンプ	65	2	モーター	打上宮前町 1 番先
7	打上 3 マンホールポンプ	65	2	モーター	打上宮前町 5 番先
8	寝屋マンホールポンプ	65	2	モーター	寝屋新町 14 番先
9	寝屋児童公園マンホールポンプ	65	2	モーター	寝屋一丁目 15 番先
10	寝屋大谷マンホールポンプ	80	2	モーター	大谷町 16 番先
11	宇谷町マンホールポンプ	50	2	モーター	宇谷町 3 番先
12	点野 1 丁目マンホールポンプ	65	2	モーター	点野一丁目 19 番先
13	堀溝マンホールポンプ	65	2	モーター	堀溝二丁目 6 番先
14	本町マンホールポンプ	65	2	モーター	本町 12 番先
15	国守町マンホールポンプ	65	1	モーター	明和一丁目 18 番先
16	国松町マンホールポンプ	50	2	モーター	国松町 3 番先
17	香里北之町マンホールポンプ	50	2	モーター	香里北之町 24 番先
18	寝屋北町マンホールポンプ	80	2	モーター	寝屋北町 17 番先
19	寝屋南二丁目マンホールポンプ	80	2	モーター	寝屋南二丁目 13 番先
20	打上元町マンホールポンプ	50	2	モーター	打上元町 11 番先
21	大谷町南マンホールポンプ	65	2	モーター	大谷町 6 番先
22	寝屋川公園マンホールポンプ	65	2	モーター	寝屋川公園 2100 番地先
23	高倉一丁目マンホールポンプ	50	2	モーター	高倉一丁目 19 番先
24	大阪病院マンホールポンプ	50	2	モーター	寝屋川公園 2085 番地先
25	三井が丘五丁目マンホールポンプ	65	2	モーター	三井が丘五丁目
26	大和雨水ポンプ場	400-900	3	モーターとディーゼル	成美町 27 番先
27	南前川雨水ポンプ場	900	2	ディーゼル	幸町 27 番先
28	錦町ポンプ場	150	1	モーター	清水町 1 番先
29	古川第 6 ポンプ場	150	1	モーター	高柳五丁目 32 番先
30	古川第 5 ポンプ場	150	1	モーター	上神田二丁目 26 番先
31	古川第 4 ポンプ場	150	1	モーター	御幸西町 26 番先

番号	施設の名称	口径 (mm)	台数	種 別	ポンプ設置場所
32	御幸西町ポンプ場	300	2	モーター	御幸西町 5 番先
33	仁和寺ポンプ場	150	1	モーター	仁和寺本町一丁目 2 番先
34	古川第 1 ポンプ場	100	1	モーター	下神田町 13 番先
35	古川第 3 ポンプ場	200	1	モーター	御幸西町 25 番先
36	古川第 2 ポンプ場	80	1	モーター	御幸西町 25 番先
37	古川第 7 ポンプ場	150	1	モーター	上神田二丁目 32 番先
38	古川第 8 ポンプ場	150	1	モーター	高柳二丁目 25 番先
39	木屋ポンプ場	300	2	モーター	木屋元町 6 番先
40	豊里ポンプ場	300	2	モーター	豊里町 40 番先
41	仁和寺ポンプ場 (市域境界)	300	2	モーター	仁和寺本町六丁目 10 番先
42	深谷水中ポンプ場	150	1	モーター	香里北之町 24 番先
43	堀溝ポンプ場	400	4	モーター	堀溝三丁目 5 番先
44	点野ポンプ場	300	2	モーター	点野六丁目 5 番先
45	友呂岐ポンプ場	300	3	モーター	石津南町 9 番先
46	香里南之町ポンプ場	250 と 300	4	モーター	香里南之町 1 番先
47	木田ポンプ場	300	1	モーター	木田町 28 番先
48	清水町ポンプ場 (寝屋川第 4 ポンプ場)	300	1	モーター	清水町 10 番先
49	木田町ポンプ場	家庭用 P	1	モーター	木田町 27 番先
50	昭栄町北ポンプ場	200	1	モーター	昭栄町 2 番先
51	昭栄町南ポンプ場	150	1	モーター	昭栄町 7 番先
52	池田三丁目ポンプ場	100 と 家庭用 P	3	モーター	池田三丁目 1 番先
53	河北中町ポンプ場	300	1	モーター	河北中町 35 番先
54	木橋ポンプ場 (雨水)	400	2	モーター	出雲町 6 番先
55	木田町雨水マンホールポンプ	80	1	モーター	木田町 27 番先
56	出雲町雨水マンホールポンプ	100	2	モーター	出雲町 11 番先
57	高柳三丁目雨水マンホールポンプ	150	2	モーター	高柳三丁目 14 番先
58	唐操ポンプ場	700	2	モーター	萱島南町 12 番先
59	友呂岐排水機場	1,000	3	モーターとディーゼル	南水苑町 33 番先
60	深谷排水機場	1,000	2	ディーゼル	枚方市出口六丁目 7 番先

2 揚水ポンプ一覧表

番号	施設の名称	口径 (mm)	台数	種 別	ポンプ設置場所
1	点野揚水機場	100	1	モーター	点野六丁目1番先
2	木田第1揚水機場	350	1	モーター	錦町8番先
3	木田第2揚水機場	100	1	モーター	木田町28番先
4	神田揚水機場	250	1	モーター	東神田町1番先
5	池田第2揚水機場	100	1	モーター	池田本町31番先
6	河北第1揚水機場	80と100	2	モーター	河北西12番先
7	河北第2揚水機場	100	1	モーター	河北西町9番先
8	河北第3揚水機場	400	2	モーター	河北西町39番先
9	河北第4揚水機場	100	1	モーター	河北中町31番先
10	木屋第1揚水機場	150	1	モーター	木屋元町10番先
11	木屋第2揚水機場	100	1	モーター	枚方市出口六丁目7番先
12	木屋第3揚水機場	100	1	モーター	木屋元町11番先
13	仁和寺揚水機場	50	1	モーター	仁和寺本町一丁目3番先
14	木屋揚水機場	900と1000	4	モーター	枚方市出口六丁目7番先
15	枚方揚水機場	400	2	モーター	枚方市出口六丁目7番先

3 主な調節池一覧表

番号	施設名称	場 所	竣 工	排水方法	口径 (mm)	台数	最大貯留量		維持管理
1	寝屋川治水緑地	河北西町	H 3	ゲート操作及び ポンプ排水	—	—	1,460,000t	(河川貯留)	大阪府
2	打上川治水緑地	太秦桜が丘	H 8	自然流下 (カイオン方式)	—	—	270,000t	(河川貯留)	大阪府
3	香里西調節池	香里西之町	H 3	強制排水 (ポンプ排水)	150	2	8,000	t(河川貯留)	寝屋川市
		(香里西公園地下)			100	1			
4	松屋町調節池 1	松屋町	S60	強制排水 (ポンプ排水)	150	1	425	t(流域対応)	寝屋川市
5	松屋町調節池 2	松屋町	S60	強制排水 (ポンプ排水)	300	1	3,526	t(流域対応)	寝屋川市
6	松屋町調節池 3	松屋町	S62	強制排水 (ポンプ排水)	200	1	471	t(流域対応)	寝屋川市
7	美井調節池 (府住)	美井町	S61	強制排水 (ポンプ排水)	250	1	700	t(流域対応)	寝屋川市
8	春日町調節池	対馬江東町	S57	強制排水 (ポンプ排水)	200	1	3,000	t(下水貯留)	寝屋川市
9	三井南町調節池	三井南町	S62	自然流下	—	—	3,500	t(流域対応)	寝屋川市
10	成田東が丘調節池	成田東が丘	S57	強制排水 (ポンプ排水)	150	1	583	t(流域対応)	寝屋川市
11	成田南町調節池	成田南町	S58	強制排水 (ポンプ排水)	80	1	126	t(流域対応)	寝屋川市
12	成田東町調節池 (府住)	成田東町	S61	自然流下	—	—	770	t(流域対応)	寝屋川市
13	四方黒池調節池	成田町	S60	自然流下	(照明設備箇所)		6,000	t(流域対応)	寝屋川市
14	深谷調節池	枚方市香里園町	H 3	自然流下	—	—	5,224	t(流域対応)	寝屋川市
15	明德調節池	明德 1 丁目	S59	自然流下	—	—	560	t(流域対応)	寝屋川市
16	成田東が丘調節池	成田東が丘	S60	自然流下	—	—	450	t(流域対応)	寝屋川市
17	高柳調節池 (府住)	高柳 2 丁目	H 4	強制排水 (ポンプ排水)	150	2	1,100	t(流域対応)	寝屋川市
18	春日町調節池(府住)	春日町	H 6	強制排水 (ポンプ排水)	250	2	3,000	t(河川貯留)	寝屋川市
19	池田西町調節池(府住)	池田西町	H 4	強制排水 (ポンプ排水)	200	2	2,000	t(河川貯留)	寝屋川市
20	高宮新池調節池	高宮 2 丁目	S55	自然流下	—	—	4,000	t(流域対応)	寝屋川市
21	国守町調節池	高宮あさひ丘	S58	自然流下	—	—	280	t(流域対応)	寝屋川市
22	梅が丘調節池	梅が丘 2 丁目	S61	自然流下	—	—	1,289	t(流域対応)	寝屋川市
23	打上調節池	打上高塚町	S62	自然流下	—	—	1,070	t(流域対応)	寝屋川市
24	三井団地調節池	三井が丘 4 丁目	S47	自然流下	—	—	11,200	t(流域対応)	大阪府
25	寝屋川団地調節池	明德 2 丁目	S47	自然流下	—	—	16,000	t(流域対応)	都市再生 機構
26	打上団地調節池	梅が丘 1 丁目	S49	自然流下	—	—	1,264	t(流域対応)	大阪府
27	太秦緑が丘調節池	太秦緑が丘	H 7	自然流下	—	—	244	t(流域対応)	寝屋川市
28	国松中池治水公園調節池	国松町	H 6	自然流下(さく泉φ300mm他 ポンプ計4台)			800	t(流域対応)	寝屋川市
29	御幸西調節池	御幸西町	H12	強制排水 (ポンプ排水)	250	2	20,000	t(河川貯留)	寝屋川市
30	美井元町雨水調節池	美井元町	H12	強制排水 (ポンプ排水)	150	2	3,000	t(河川貯留)	寝屋川市
31	府立大学工業高等専門学校調節池	幸町	H12	自然流下	—	—	6,920	t(流域対応)	大阪府
32	萱島調節池	萱島南町	H16	強制排水 (ポンプ排水)	300	2	26,000	t(河川貯留)	寝屋川市

番号	施設名称	場 所	竣 工	排水方法	口径 (mm)	台数	最大貯留量		維持管理
33	第二中学校校庭貯留	池田西町	H14	自然流下	—	—	643	t(流域対応)	寝屋川市
34	第三中学校校庭貯留	田井町	H16	自然流下	—	—	836	t(流域対応)	寝屋川市
35	中木田中学校校庭貯留	中木田町	H18	自然流下	—	—	962	t(流域対応)	寝屋川市
36	木田小学校校庭貯留	木田元宮1丁目	H19	自然流下	—	—	765	t(流域対応)	寝屋川市
37	打上区画整理地調節池	打上中町	H13	自然流下	—	—	4,000	t(流域対応)	寝屋川市
38	明德調節池(開発帰属)	明德1丁目	H17	自然流下	—	—	1,369	t(流域対応)	寝屋川市
39	管相塚調節池	管相塚町	S60	自然流下	—	—	427	t(流域対応)	寝屋川市
40	梅が丘ライシティ調節池	梅が丘2丁目	H10	自然流下	—	—	4,349	t(流域対応)	寝屋川市
41	国守調節池	高倉2丁目	H10	自然流下	—	—	919	t(流域対応)	寝屋川市
42	三井南町調節池(原研跡)	三井南町	H17	強制排水 (ポンプ排水)	—	2	1,498	t(流域対応)	寝屋川市
43	国松調節池	国松町	H14	自然流下	—	—	1,022	t(流域対応)	寝屋川市
44	黒原新町調節池(開発帰属)	黒原新町	H20	強制排水 (ポンプ排水)	150	2	2,596	t(流域対応)	寝屋川市
45	池田中町調節池(開発帰属)	池田中町	H20	強制排水 (ポンプ排水)	80	2	263	t(流域対応)	寝屋川市
46	南小学校校庭貯留	下木田町	H20	自然流下	—	—	745	t(流域対応)	寝屋川市
47	太秦緑ヶ丘調節池(開発帰属)	太秦緑が丘	H20	強制排水 (ポンプ排水)	80	2	380	t(流域対応)	寝屋川市
48	第8中学校校庭貯留	点野5丁目	H21	自然流下	—	—	993	t(流域対応)	寝屋川市
49	寝屋南地区区画整理事業一号調節池	寝屋南2丁目	H21	強制排水 (ポンプ排水)	—	4	3,288	t(流域対応)	寝屋川市
50	寝屋南地区区画整理事業二号調節池	寝屋南2丁目	H21	強制排水 (ポンプ排水)	—	4	4,932	t(流域対応)	寝屋川市
51	寝屋南地区区画整理事業三号調節池	寝屋南2丁目	H21	自然流下	—	—	2,852	t(流域対応)	寝屋川市
52	香里園駅東地区再開発事業調節池	香里本通町	H21	強制排水 (ポンプ排水)	150	2	655	t(流域対応)	寝屋川市
53	北小学校校庭貯留	寿町	H22	自然流下	—	—	702	t(流域対応)	寝屋川市
54	中央小学校校庭貯留	初町	H22	自然流下	—	—	1,096	t(流域対応)	寝屋川市
55	仁和寺調節池	仁和寺本町3丁目	H22	強制排水 (ポンプ排水)	250	2	16,000	t(河川貯留)	寝屋川市
56	太秦東が丘調節池(開発帰属)	太秦東が丘	H22	自然流下	—	—	306	t(流域対応)	寝屋川市
57	池田小学校校庭貯留	池田2丁目	H23	自然流下	—	—	1,012	t(流域対応)	寝屋川市
58	第九中学校校庭貯留	高柳4丁目	H23	自然流下	—	—	1,667	t(流域対応)	寝屋川市
59	豊里調節池(開発帰属)	豊里町	H23	自然流下	—	—	303	t(流域対応)	寝屋川市
60	河北調節池(開発帰属)	河北西町	H23	自然流下	—	—	2,735	t(流域対応)	寝屋川市

※ その他、民間施設や道路下に834箇所、106,651m³分の貯留施設があります。